

## 山梨県立博物館資料修復業務に係る一般競争入札公告

山梨県立博物館が発注する山梨県立博物館資料修復業務に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和5年5月1日

山梨県立博物館 副館長 渡邊 健二

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量  
山梨県立博物館資料修復業務 一式
- (2) 役務の仕様等  
入札説明書で定める内容等であること。
- (3) 履行期間  
契約の日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所  
副館長が指定する場所

### 2 事務を担当する所属

山梨県立博物館  
〒406-0801 山梨県笛吹市御坂町成田1501番地1

### 3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日以後に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
  - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）
  - ④ 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
  - ⑤ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き2年以上営業を営んでいない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 調達をする役務の数量及び仕様等に適合した役務を確実に履行することができることを、別に副館長が定めるところにより明らかにした者であること。
- (4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第147条第1項の選定保存技術のうち「装潢（こう）修理技術」に係る文部科学大臣の認定を受けている者（当該認定を受けた団体に加盟する者を含む。）であること。

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所等

この公告の日から令和5年5月15日までの日（山梨県立博物館設置及び管理条例（平成17年山梨県条例第8号）に定める山梨県立博物館の休館日（以下「休館日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、(2)により入札説明書の交付を受けた者には同じものを交付する。

##### (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和5年5月15日までの日（休館日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所において直接又は電子メールにより交付する。電子メールによる交付を希望する場合は、必ず電話連絡をした上で、令和5年5月15日正午までに電子メールにて5の(6)③に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書交付を希望する旨、連絡先（電話番号、ファックス番号）及び担当者名を送信すること。なお、交付は、電子メールへの返信により行われるので、受領したいメールアドレスから送信すること。

##### (3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

##### (4) 入札及び開札の日時及び場所

① 郵送による入札書の提出先及び期限 本件は郵送による入札とするので、2に掲げる場所に令和5年5月26日午後5時までに到着するよう送付すること。

② 開札日時 令和5年5月27日 午前10時

③ 開札場所 山梨県笛吹市御坂町成田1501番地1 山梨県立博物館 交流室

##### (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

① 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

② この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

③ 山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第108条の2の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていないとき。

④ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

##### (6) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 5 その他

##### (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

##### (2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

##### (3) 契約書作成の要否 要

##### (4) 違約金の有無 有

##### (5) 前払金の有無 無

##### (6) その他

① 落札者が契約締結までの間に、3に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

② 詳細は、入札説明書による。

③ 問い合わせ先 山梨県立博物館 総務課

電話 055-261-2631

電子メール [kenhaku@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kenhaku@pref.yamanashi.lg.jp)